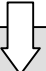


与党 平成20年度税制改正大綱 結果

資料1-2-2-2

【海運税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
1. トン数標準税制の導入	(現在は制度無し)	トン数標準税制の導入	——	創設 
<p>平成20年度税制改正大綱 平成19年12月13日 自由民主党・公明党 経済活性化・競争力の強化 「四面環海のがわが国にとって、安定的な国際海上輸送を確保することは重要な課題である。その安定輸送の核となるべき日本籍船・日本人船員の計画的増加を図るため、非常時における国際海上輸送に係る航海命令等の制度下に併せて、日本籍船に係るみなし利益課税（いわゆるトン数標準税制）を創設する。」</p>				
2. 国際船舶に係る登録免許税の特例措置の改善・延長	軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存の登記 平成20年3月31日までに新造又は外国法人から取得(新造された日から5年を経過していないものに限る。)をする国際船舶の所有権の保存登記 ・・・・船舶価額の 2.5/1000 (2)抵当権設定登記 平成20年3月31日までに国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け又は延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 ・・・・債権金額又は極度金額の 2.5/1000	更なる軽減 (税率を 2.5/1000 から 2.0/1000 に軽減)	——	現行内容で、2年間延長
3. 外航用コンテナに係る固定資産税の廃止	課税標準:価格の 4/5	外航用コンテナ(償却資産)に対する固定資産税の廃止	——	現行内容で、2年間延長

与党 平成20年度税制改正大綱 結果

資料1-2-2-2

項目	現行制度	要望内容	財務省(総務省)整理案	最終結果
<p>4. 中小企業投資促進税制の延長 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)</p>	<p>基準取得価額×30/100の特別償却 又は基準取得価額×7/100の税額控除 (資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ)</p> <p>1) 機械装置 (取得価額160万円以上) (リース費用総額210万円以上)</p> <p>2) 電子計算機等及び一定のソフトウェア (取得価額120万円以上) (リース費用総額160万円以上)</p> <p>3) 船舶 (内航貨物船[基準取得価額=取得価額×75%])</p> <p>4) トラック車両 (車両総重量3.5トン以上)</p>	<p>延長</p>	<p>○ 縮減 特別償却率及び税額控除率の引下げ 特償 30%→20%、 税額控除 7%→5%</p>	<p>現行内容で、2年間延長</p>
<p>5. 外資埠頭公社に係る特例措置の延長及び指定会社等に係る特例措置の拡充</p>	<p>固定資産税・都市計画税の課税標準:</p> <p>(1) 平成10年3月31までに取得した埠頭</p> <p>①旧外資埠頭公団からの継承資産 …価格の3/5</p> <p>②その他(承継分) …価格の1/2</p> <p>(2) 平成10年4月1日～平成18年3月31日までに取得した埠頭</p> <p>①取得後10年間 …価格の1/5</p> <p>②その後 …価格の1/2</p> <p>(3) 平成18年4月1日以降に取得した埠頭 …価格の1/2</p>	<p>外資埠頭公社に係る特例措置の延長及び指定会社等に係る特例措置の拡充</p>	<p>—</p>	<p>外資埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象を既存分のコンテナ埠頭に限定した上で2年間延長。</p>

【その他財務省より整理案の出た海運関係税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
○ 船舶の特別償却制度	償却率： ・外航環境低負荷船（3000G/T 以上） 特償率 18/100 ・内航環境低負荷船（300G/T 以上） 特償率 16/100	_____	○ 廃止	現行内容で存続
○ 船舶の 特別修繕準備金制度	5 年毎の定期修繕（法定）に係る費用 の 3/4 を、準備金として各年度 に積立	_____	○ 特別修繕に要 する金額の見直 し 修繕費用の 3/4→1/2	現行内容で存続